

取 扱 基 準

名 称	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	保育の担い手の県外への流出抑制及び県外からの移住促進により、保育士の人材確保及び離職防止を目的に、保育所等の運営事業者が雇用する保育士の宿舎を借り上げるための費用に対して補助金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	対象保育士71人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	賃借料、共益費、管理費
補助額及びその算定方法又は補助率	1月当たりの補助額は、補助対象経費の合計金額と当該年度の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表保育士宿舎借り上げ支援事業で定める本市の国庫補助基準額を比較し、低い額に4分の3を乗じて得た額 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨表示
	〔媒体〕 各園のホームページ等
担当部署	こども未来部 幼保支援課 幼児教育・保育グループ 電 話 025-228-1000(内線 31217) e-mail yohoshien@city.niigata.lg.jp